

「衆議院選挙制度に関する調査会」（第15回）議事概要

1 日 時 : 平成27年12月7日(月) 14:30 ~

2 場 所 : 衆議院議長公邸

3 出席者 :

座長	佐々木 毅	明るい選挙推進協会会長、元東京大学総長
	荒木 毅	富良野商工会議所会頭
	岩崎美紀子	筑波大学教授
	大石 眞	京都大学教授
	大竹 邦実	地域社会ライフプラン協会理事長、元衆議院調査室長
	加藤 淳子	東京大学教授
	萱野 稔人	津田塾大学教授
	櫻井 敬子	学習院大学教授
	佐藤 祐文	横浜市会議員、前横浜市会議長
	曾根 泰教	慶應義塾大学教授
	並木 泰宗	日本労働組合総連合会政治局局長
	堀籠 幸男	慶應義塾大学特別招聘教授、元最高裁判事
	山田 孝男	毎日新聞社特別編集委員
	河村 建夫	衆議院議員

意見陳述者

細田	博之	議員
枝野	幸男	議員
松野	頼久	議員
北側	一雄	議員

穀田 恵二 議員

玉城デニー 議員

吉川 元 議員

中野 正志 議員

荒井 広幸 議員

4 議事要旨

議題 「一票の較差についての最高裁判決」

「各党からの意見聴取」

(1) 事務局から、第47回衆議院議員総選挙（平成26年12月14日執行）の一
票の較差に関する最高裁判決（平成27年11月25日）について説明が行わ
れたが、各委員からの発言はなかった。

(2) 最高裁判決（平成27年11月25日）を受けて、各党から意見を聴取した。

① 自由民主党

意見陳述者・細田博之議員から、提出された資料を踏まえ、次のよう
な意見陳述が行われた。

- ・ 最高裁判決が求める（較差）2倍を下回るために実際的には
どうしたらよいのかということについて申し上げると以下の
とおりである。
- ・ 来年2月に平成27年国勢調査の速報値が出るときに、そ
の数値に基づき、先行的緊急措置として一票の較差を2

倍未満にするために境界調整を行うべきである（線引きについては区画審が行う。）。

- ・ 今後5年ごとの国勢調査のたびに区画審で見直しを行い、また、2倍未満とするだけでは、すぐに2倍超となりかねないので、見直し後5年間は、人口の増減の趨勢から見て2倍を超えないように措置することを法律上規定したらどうか。
- ・ 定数削減については、調査会の答申を尊重しつつ、各党間で再調整を行い、成案を得るものとする。自民・公明両党では比例定数30削減を合意している。
- ・ 2倍を超える原因となった被災地の宮城5区については、宮城6区との境界調整を行うことにより緊急性をもって対応できると考えている。

以上の意見陳述を踏まえ、調査会委員から質問が行われ、細田議員から回答が行われた。

- ・ 小選挙区定数は現行の295とし、比例代表定数のみを30削減した場合、小選挙区と比例代表の定数の比率が2対1になることをどのように考えるのかとの問いに対し、比例代表で削減すると第1党以外の政党に大きな影響が出るため、第2党以下の政党が定数削減によっても議席が減らないように第1比例枠と第2比例枠を設け、第1党のみが議席を減らし、それ以外の政党には議席の変動がないようにしている旨の回答

があった。

- ・ 5年ごとの国勢調査のたびに見直しを行うのかとの問いに対し、区画審設置法を改正して、（区割りの改定作業を）10年ごとから5年ごとに変えるとともに、5年間を考慮して2倍を超えないよう（原則として、1.95倍を最大較差とする）措置することを法律上規定した方がよいという具体的提案を行っている旨の回答があった。

② 民主党

意見陳述者・枝野幸男議員から、提出された資料を踏まえ、次のような意見陳述が行われた。

- ・ 前回の各党ヒアリング（平成27年3月25日）から選挙制度改革に関する方針や考え方に変更はない。
- ・ 最高裁判決が、今年の総選挙を違憲状態とする判断を示したが、違憲状態としたのは3回連続であり、かつ、2人の裁判官が、違憲・無効の判断を示す厳しい内容であり、政治はこの司法判断を重く受け止めるべきである。また、この違憲・無効判断の中で、無効の仕方について若干具体的かつ例示的なことも示されたが、これは、将来の無効判決を出すに当たって布石を打ったのではないかと思われるとともに、将来の無効判決を視野に入れてきたと受け止めるべきではないかと思う。
- ・ 調査会は定数削減をしないという答申を出すことはできないと述べられたとも聞いており、我々の立場としては、その方向性

が導かれることを期待するが、小選挙区の民意の集約機能がこれ以上強くなると、当初の小選挙区と比例代表のバランスから考えたときに、同じ制度の中での調整という限界を超えるのではないかと考えられるので、定数削減は小選挙区を中心に行われなければならないと考える。

- ・ 次期総選挙は必ず較差是正と定数削減を実現した上で行うべきであり、与党に対して次期通常国会の前半でこれを実現するように強く求めるとともに、我々にできる努力を重ねていきたいと考えている。

以上の意見陳述を踏まえ、調査会委員から質問が行われ、枝野議員から回答が行われた。

- ・ (今回の) 最高裁判決は厳しいとの言及があったが、多数意見は平成 23 年判決と比べるとニュアンスがむしろ緩くなっているのではないかと問いに対して、一般的には、0 増 5 減がなされた直後でもあり、違憲状態とまでされるかどうか注目されていた中で違憲状態という判決が出されたのは、特に、国会としては厳しい指摘を受けたと受け止めるべきであり、無効についてかなり具体的に踏み込む少数意見が出ているのは、将来に向けた布石であり、無効にする場合でも専門家間で詰めないと判決が出せないだろうと見ており、そういった議論を喚起しようとしているのではないかと受け止めている旨の回答があった。
- ・ 人口 50 万人に対して 1 議席という考え方であるが、人口が減

った場合、各都道府県への定数配分において、最低1議席は配分するのか、ゼロ議席という都道府県があってもよいと考えるのかとの問いに対し、ゼロ議席の都道府県が出ることは逆に投票価値の不平等の極みであり、当然考えていないとした上で、将来人口が確かに50万人を割る可能性はあるが、当分の間は最低でも50万以上が想定されるので、それより先の問題は、次の段階で検討していくべきであると考えている旨と、また現在示している案において50万人を割った場合でも定数1は配分されるとの回答があった。

③ 維新の党

意見陳述者・松野頼久議員から次のような意見陳述が行われた。

- ・ 前回の各党ヒアリング（平成27年3月25日）から選挙制度改革に関する方針や考え方に変更はない。
- ・ 最高裁判決が、今年の総選挙を違憲状態とする判断を示したが、とりわけ違憲とする反対意見を述べた裁判官3名のうち、2名が選挙無効としていることを踏まえ、最高裁判決で求められているような較差是正について努力していくべきであると考えている。
- ・ 我が党は、一票の較差是正よりも、これから消費税がさらに増税される中で、やはり大幅な定数削減に主眼を置くべきであると考えている。
- ・ 我が党は既に、小選挙区240、比例代表96とする法案を提出

している。これは消費税の増税が決まった平成 24 年当時の定数 480 から 3 割削減するものである。なお、少数政党にも一定の議席が得られるようにするために、小選挙区、比例代表ともに 3 割ずつ削減した小選挙区 210、比例代表 126 という考え方も選択肢にはある。

- ・ 衆議院の選挙制度の在り方については、小選挙区制を中心とした制度を維持するとともに、衆議院議員選挙は政権選択選挙である以上、民意の集約を目的とした小選挙区選挙の定数を多くするべきであると考えている。
- ・ 過度の大都市偏重を避ける形が望ましいという要請を満たすことができる方式で各都道府県に配分をする場合には、現在のところ、切り上げ方式で人口の少ない都道府県に厚く配分されるアダムズ方式を採用すべきであると考えている。小選挙区の定数を 240 とした場合、アダムズ方式では、鳥取県の定数が 1 になるものの最大較差が 1.655 倍に収まる。
- ・ 将来の人口減少や定数削減に対応した上で、小選挙区制を維持し、選挙区割りを合理的なものとするためには、現在よりも広い広域自治体、道州を設ける必要があり、道州制を見据えた選挙制度を構築し、選挙制度改革も統治機構改革の一環として道州制の議論とあわせて行うべきものと考えている。

以上の意見陳述を踏まえ、調査会委員から質問が行われ、松野議員から回答が行われた。

- ・ 定数削減について、衆議院の定数のみを減らすだけでよいと考えているのかとの問いに対し、参議院も含めて議員定数を減らすべきであると考えており、究極には一院制を導入してよいのではないかと考えているとの回答があった。
- ・ 議員の数それ自体を削減する理由は何かとの問いに対し、我々が主張する道州制の導入も、まず行政コストを下げるという意味が含まれており、現在の人口減少、国の財政を考えると、行政コストを徹底して下げる必要があり、そのための第1歩が身を切る改革であると以前より選挙で訴えて議席を得ている旨の回答があった。
- ・ (定数削減よりも) 政党交付金を減額した方が、コストの削減ができるのではないかととの問いに対し、実は政党交付金は、パンフレットに要する費用や人件費など政党の政治活動に用途が制限されているのが現実なので、正当な政治活動は保障しつつ、(定数削減とともに) 議員に直接支給され使い道が自由な歳費を削減すべきだという考え方である旨の回答があった。

④ 公明党

意見陳述者・北側一雄議員から、提出された資料を踏まえ、次のような意見陳述が行われた。

- ・ 前回の各党ヒアリング(平成27年3月25日)から選挙制度改革に関する方針や考え方に変更はない。

- ・ 今回の最高裁判決を重く受け止め、早急に一票の較差が安定的に2倍未満に収まるよう見直しが必要であり、特に、1人別枠方式を完全に排除して、各都道府県の人口に比例した議席数の配分を行わなければならない。また、最高裁判決が選挙時における選挙区間較差を基準としている以上、2015年の国勢調査（簡易調査）人口の結果を活用すべきである。
- ・ 衆議院選挙制度には、一票の較差問題以外に定数削減や選挙制度の抜本改革などの重要課題があるが、最高裁の3度の違憲状態判決を踏まえると、一票の較差是正に最優先で取り組まねばならないと考える。
- ・ 調査会では、各都道府県への定数配分にアダムズ方式の導入を検討していると承知するが、アダムズ方式の持つ特性に鑑みると、現行制度よりも都道府県の人口の比率をよりの確に反映しやすくなることに加え、選挙区数の変動を少なく抑えられ、人口が少ない県でも2選挙区を確保できる可能性が高いことなどから検討に値する方式であると考えます。
- ・ 定数削減について、でき得るならば衆議院選挙制度の抜本改革の中で実現すべきと考えるが、当面の課題として定数削減を先行するならば、現行制度を基本として、定数削減を検討することもやむを得ないと考えている。
- ・ 現行の小選挙区比例代表並立制は、民意の反映と民意の集約の2つの理念を、小選挙区が3、比例代表が2の割合でバランスを取ることを趣旨とした制度であるが、現状では、得票

率と獲得議席数に大きな乖離が生じている。小選挙区の行き過ぎた民意の集約機能を是正し、より民意の反映を重視した制度に見直す必要があると考えるので、単純に比例代表の定数を削減することは認められないと考える。

- ・ 現行制度における定数削減に向けた議論の中で、過去の経緯ではあるが、先行して比例代表を 20 議席削減した経緯もあり、民意の集約への偏重を是正するためには、小選挙区の削減を検討すべきであるとする。

以上の意見陳述を踏まえ、調査会委員から質問が行われ、北側議員から回答が行われた。

- ・ 公明党として定数削減問題をどのように整理しているのかとの問いに対し、定数削減についての 3 党（自民党、民主党、公明党）合意もあり、やらなければならないと考えているものの、政党間での合意形成が容易でなかったという経過もある中で、最高裁の 3 度の違憲状態判決に対して、一票の較差是正を早急に行わなければならないことなので、定数削減をしなくてよいということではなく、当然議論を進めていく必要があると考えるが、他方、一票の較差是正を先行することもあり得ると考える旨の回答があった。
- ・ 比例代表の議席配分方式についてどのように考えているのかという問いに対し、現行のドント方式が大政党に有利な性格があり、より得票数に比例した形で議席が配分される方式があればよいと考える一方で、小政党の乱立を避けるべきとの

要請もあり、様々な方式を検討したもののなかなかよい方法が見つからないというのが実情である旨の回答があった。

⑤ 日本共産党

意見陳述者・穀田恵二議員から、提出された資料を踏まえ、次のような意見陳述が行われた。

- ・ 最高裁判決が、3回連続して、現行小選挙区制が投票価値の平等をめぐる憲法違反の欠陥を持っていることを厳しく断罪したことは重大である。
- ・ 小選挙区制の導入に反対し、区割りが発足当時から2倍を超える較差を容認しており、違憲立法だと批判してきた。小選挙区制がもともと、投票権の平等という憲法の原則とは両立できない制度であり、出発点から根本矛盾がある制度を強行し、維持し続けてきた各党の責任が厳しく問われている。
- ・ 選挙制度は民主主義の根幹であり、主権者、国民の参政権の問題である。現行制度の最大の問題は、小選挙区比例代表並立制が、得票率と獲得議席数に著しい乖離をつくり出すこと。対有権者の17%の指示で獲得した多数議席によって、安倍政権は、国民多数が反対する中、安保法制を強行成立させた。まさに小選挙区制の害悪を示すもの。これを廃止するべきである。
- ・ 議員定数の在り方は、国民の代表をどう選ぶかという選挙制度の根幹をなす問題である。我が国の議会制民主主義の発展

のため、国民代表の在り方について国民的議論をする機会とすべきであるが、定数削減の議論がこの点から出発していない。

- ・ 国民の意見を議会に反映させるツールである議員の削減は、国会の声を切り捨てるもの。国会の役割で最も重要なことは、政府を監視し、暴走させないようにすることである。定数削減が、国会の政府監視機能を低下させることは明らかであり、また、我が国の国会議員総定数は、議会政治史上から見ても、国際的に見ても、少ないことも明瞭であり、定数削減を行うことの合理的根拠はない。ましてや、投票価値の不平等や民意の反映が問題になっているときに身を切る改革といって定数削減を持ち出すのは極めて不当で筋違いである。

以上の意見陳述を踏まえ、調査会委員から質問が行われ、穀田議員から回答が行われた。

- ・ 小選挙区制を廃止して、比例代表中心の制度にするとはどういう意味かとの問いに対し、民意を反映する制度を基本とすると考えるもので、比例代表制度に限るものにしないという含みを持たせており、これは、かつての中選挙区制（定数3～5人）も視野に入れているということである旨の回答があった。

⑥ 生活の党と山本太郎となかまたち

意見陳述者・玉城デニー議員から、次のような意見陳述が行われた。

- ・ 最高裁判決が、今年の総選挙を違憲状態とする判断を示したが、この司法の判断は極めて重い。
- ・ 「0増5減」を内容とする緊急是正法に基づく区割りでは、最高裁から廃止を求められていた1人別枠方式による定数配分は基本的に維持されており、憲法が求める「投票価値の平等」に到底応えるものではない。
- ・ 我が党は、区割り改定案の作成に当たっては、各選挙区間の人口較差が2倍以上とならないようにしなければならない、各都道府県における小選挙区の数は人口に比例して各都道府県に配当した数とする、区画審は5年ごとに行われる国勢調査に基づいて改定案を作成し勧告するものとする、政府は区画審から勧告があったときは速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする、という内容の区画審設置法改正案をとりまとめており、これは平成26年2月の野党5党案に反映されている。

以上の意見陳述を踏まえ、調査会委員から質問が行われ、玉城議員から回答が行われた。

- ・ 定数削減についてどのような見解を持っているのかとの問いに対し、野党5党案の中で、25議席あるいは15議席の定数削減という形で、削減をすることについて取りまとめをしているとの回答があった。

- ・ 国勢調査5年ごとの見直しは、各党協議における大勢の意見かという問いに対し、我が党独自の主張であり、できるだけ速やかに是正しなければならないということに鑑みて、5年ごとの国勢調査において直ちに行うべきであると考えているとの回答があった。

⑦ 社会民主党

意見陳述者・吉川元議員から、提出された資料を踏まえ、次のような意見陳述が行われた。

- ・ 最高裁が、今回の判決を含め、過去3回の総選挙について違憲状態との判断したことは、司法が国会に向けた最終警告であり、判決を重く受け止め、速やかに違憲状態を解消しなければならない。
- ・ 一票の較差是正については、行政区単位の区割りを基本にした小選挙区制度のもとで抜本的な較差是正を行うことには限界があり、また、定数削減をしながら較差是正を行うことは至難であると言わざるを得ない。
- ・ 我が党は、一票の較差という問題と同時に、小選挙区制度による民意と議席数の乖離、すなわち民意の過度な集中によって生じる膨大な死票の存在も問題視してきた。一票の較差是正と民意の反映という二つの課題を同時に実現させるには、比例代表制を中心とする選挙制度こそ求められていると考える。

- ・ 平成 25 年 6 月 25 日の各党での確認事項によれば、選挙制度改革を先送りにした定数削減は考えられず、民意の過度な集中が疑問視されている折に比例代表の定数を削減することはあってはならない。

以上の意見陳述を踏まえ、調査会委員から質問が行われ、吉川議員から回答が行われた。

- ・ 選挙制度を変えずに定数削減を行うことには賛成できないのかとの問いに対し、我が党は定数削減をすべきであるという立場ではないが、定数を絶対減らしてはならないという立場にも立っておらず、民主主義や行政府の監視をきちんと行うことなどを含めた上で、適切な定数を判断すべきであり、特に、消費税増税との引換えの定数削減は、民主主義の観点から本末転倒であり、代表なくして課税なしの原則から 180 度違う考え方である旨の回答があった。
- ・ 調査会の答申については、一票の較差と定数問題について、一票の較差の方に期待するという事でよいかとの問いに対し、一票の較差は喫緊の課題であって、早期に解決しなければならず、是正されないまま総選挙を行えば、次は違憲判決が出る可能性が非常に高いと考えているので、一票の較差是正について期待をしている旨の回答があった。

⑧ 次世代の党

意見陳述者・中野正志議員から、次のような意見陳述が行われた。

- ・ 我が党の主張は、平成 26 年 2 月の野党 5 党で合意した方針に沿った内容であり、現行の小選挙区比例代表並立制を当面の間維持すること、小選挙区の区割りに当たっては、名実ともに 1 人別枠方式を廃止すること、小選挙区だけでなく比例代表の定数も削減することとし、定数削減に当たっては現行制度創設時の小選挙区と比例代表の定数の比率（3：2）に配慮することである。
- ・ 一票の較差是正や定数削減に関する直近の問題の解決も重要であるが、中長期的な観点で、現行の選挙制度のままでよいのかどうか、すぐに結論が出る問題ではないと思うが、根本的な議論、結論をいただきたいと希望する。
- ・ 我が党としては、政党間協議でまとまらず調査会に委ねた以上は、調査会の結論を、衆議院としては最大限、またはそのまま受け止めて法案化することが望ましいと考える。

以上の意見陳述を踏まえ、調査会委員から質問が行われ、中野議員から回答が行われた。

- ・ 小選挙区定数 15 減は、（0 増 5 減前の）300 から減らすのか、それとも現行の 295 から減らすのかという問いに対して、295 から 15 減らすとの回答があった。
- ・ 調査会の答申を最大限尊重するとのことであるが、どのくらいの期間維持すると考えているのかとの問いに対し、調査会の答申は、とりあえず違憲状態に対応し、また多くの政党が

納得できる案で、必ずしも抜本的な改革案ではないものになる可能性もあるが、できればその後においてもやはり抜本的改革案をつくり上げていただくことを期待する旨の回答があった。

⑨ 新党改革

意見陳述者・荒井広幸議員から、次のような意見陳述が行われた。

- ・ 最高裁判決を尊重すべきだと思う。もとより0増5減は緊急避難的措置であるので、このような判決もやむを得ないが、一方、国会にも裁量権がある。
- ・ 衆議院の選挙制度について、過去の政党間協議において決められなかったことを踏まえれば、調査会の決定を尊重すると表明していることに変わりはない。
- ・ 較差是正、定数削減は選挙制度の抜本改正で解決するのが近道であると考えますが、二段階に分けて、まずは較差是正、定数削減を優先することは妥当であり、また、「アダムズ方式」は次善の策として支持できる。
- ・ 重複立候補は見直した方がよいと考えているが、地方に定数が少なくなる懸念もあり、それぞれの政党の理念や政策によって比例代表で吸収することも可能ではないかと考える。
- ・ 最終的な抜本改正は参議院と同時に行うべきであると考えており、衆議院の選挙制度は、中選挙区制度に収斂されていくことを期待する。

以上の意見陳述を踏まえ、調査会委員から質問が行われ、荒井議員から回答が行われた。

- ・ 重複立候補を原則としてやめるべきでだと考えているのかとの問いに対し、個人的には重複立候補はやめた方がよいと考えるが、国会議員は、自分を選んだ方々のところを、国民の意見を集約していると理解して出てくるので、政党としては定数が減っていく地域をそれぞれ加味しながら、比例で反映するという道もあり得る旨の回答があった。
- ・ 中選挙区制での投票方法は単記投票、連記投票のいずれを考えているのかという問いに対し、単記投票を考えているとの回答があった。

(3) 次回の日程

平成27年12月16日（水） 14時30分